

奈良県告示第三十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生駒市小瀬西土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

令和二年五月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の住所及び名称

奈良市西大寺南町一番三号

三和建設株式会社

二 事業施行期間

平成二十八年六月七日から令和四年三月三十一日まで

三 施行地区

生駒市小瀬町の一部

四 土地区画整理事業の名称

生駒市小瀬西土地区画整理事業

五 事務所の所在地

奈良市西大寺南町一番三号

六 施行認可の年月日

平成二十八年五月三十日

七 変更認可の年月日

令和二年五月十二日